

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第11回 薬害エイズ東京訴訟について

東京 HIV 訴訟弁護団事務局・会員 鈴木 利廣 (28 期)

序 薬害エイズ東京訴訟は「憲法判例」か

薬害エイズ事件は血液製剤により HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染させられた血友病患者等の人権侵害事件である。訴訟は国と製薬会社を被告として 1989 年 5 月に大阪地裁に、同年 10 月に東京地裁に提訴され、1996 年 3 月に両訴訟が同日に和解成立及び確認書締結したことで全面解決へと歩み出した。

「判例」が判決例の略とすれば薬害エイズ訴訟に判決はないが、裁判所の見解は和解勧告所見の形で公表され、和解調書及び確認書と合わせて判決と同質のものと言える。また、「憲法」判例といえるかであるが、血友病患者の生命権・健康権が侵害されたことから憲法が規定する基本的人権の回復を求めた裁判であり、更に裁判を受ける権利（憲法 32 条）をより迅速かつ公正にするために、伝統的な訴訟手続への挑戦もなされた憲法訴訟である。

1 訴訟手続上の戦略

訴訟手続については裁判所と原被告との協議によって、以下のような改善がなされた。

(1) 原告のプライバシー保護

HIV 感染・エイズ発症は米国で 1981 年以降報告され、日本でも 1983 年から知られるようになったが、1986 年以降報道によるエイズパニック・患者差別（松本事件、神戸事件、高知事件、大阪事件）が次々と起きた。原告たちへの偏見差別を防止すべく、訴訟では徹底したプライバシー保護策を講じた。訴えの提起前から被告や裁判所へ訴訟記録管理の徹底を要請し、原告名も訴状を除き原告番号で表示した。

法廷での意見陳述・本人尋問も傍聴席から見えないように衝立を設置し、多数の本人尋問は受命裁判官による非公開法廷で行った。最初の衝立で遮へいしての意見陳述の際に魚住庸夫裁判長（第 2 回期日から和解成立まで担当）は傍聴席に向かって「裁判の公開原則と原告の裁判を受ける権利・プライバシー権の調整にご理解頂きたい」旨述べた。

(2) 計画審理と進行協議期日

弁護団は原告らが次々と亡くなっていく状況の中でその生命が途絶える前に勝訴を勝ちとるべく、第 1 回期日に「意見書」を提出し計画審理を上申した。第 2 回期日前から弁論準備期日（進行協議期日）を設置して 1995 年 3 月の結審（第 35 回期日）までに公開法廷の他に 37 回の弁論準備期日を重ねた。

(3) 事実上の分散審理と情報共有

東京弁護団と大阪弁護団は大阪訴訟提訴直後から協議を重ね、人証調べも重ならないようにし、かつ両地裁での証拠調べを共有できるようにし、両地裁情報を両地裁審理に反映させた。

2 結審後の主な活動

(1) 訴訟外活動 その 1

結審後の 1995 年 7 月に厚生省をとりかこむ「人間のくさり」で支援者約 3000 人が集まった。支援者の標語は「謝ってよ厚生省、何やってるのよ国會議員、頑張ってよ裁判所」だった。

東京弁護団は、提訴以来、報道各社とも協働してきた。裁判所が水面下で国に和解協議を求めている時期にも、国に提示した和解勧告所見原案を、記者が国の指定代理人から、記者から東京弁護団が入手し、正式な和解勧告上申に至った。

(2) 第1次和解勧告所見(1995年10月6日)

「何らの落度もないのに前記のように悲惨というほかないような死に至る苦痛を甘受せざるを得ないことは、社会的、人道的に決して容認できるものではないと考える。」とされている。

(3) 原告と被告責任者との直接面談

1996年2月7日に東京地裁において原告10名が被告責任者6名と直接面談を行い、被告責任者に胸の内を明かした。被告責任者は自らの決断に原告たちの生命が託されていることを認識したようである。

(4) 訴訟外活動 その2

1996年2月14日には、東京原告団が厚生省前の日比谷公園の一角で「坐り込み」を行い、16日に厚生大臣が両原告団と面談して、国の責任を認めて謝罪した。

3月14日には両原告団が被告企業5社に向かい、謝罪を求める行動を行い、企業も謝罪した。

(5) 第2次和解勧告所見(1996年3月7日)

「進行性、不可逆性という特質をもつエイズの重篤な病態と有効、適切な対策が適時に講じられていれば防げたはずの血友病患者のHIV感染という悲惨な被害が拡大するに至った我が国の特殊な事情を考慮するとき、本件についての和解は感染原因となった製剤を特定するまでもなく、すべての感染被害者を一律かつ平等に救済する内容のものでなければならない。」とされている。

(6) 裁判所の与党対策

第1次和解勧告以降、本件は国会でも審議となった。そこで裁判長は、弁護団の仲介により1996年2月に与党議員(自社さ政権)と面談し、和解の妨げになりうる行動を控えるよう要請した。

(7) 2地裁関係者の合同和解協議

東京地裁の裁判長は、早い時期から和解解決を目指し、責任論立証終了(1993年9月)あたりから水面下で国への和解要請をし、ある時期からは大阪地裁とも和解解決について協議をしていた。結審後の和解勧告は、いずれも両地裁同時となった。和解協議は当初2地裁が別々に行っていたが、最終盤には合同協議となって和解成立に至った。

3 和解・確認書締結(1996年3月29日)

確認書(全9項目)では冒頭の「誓約」で、国と製薬会社の責任受け入れと反省、謝罪及び薬害防止のための最善最大の努力が確約されている。

なお、解決直後の両原告団と厚生大臣との協議で合意された毎年1回の定期協議は現在でも開催され、未解決の問題について協議されている。

4 解決後の制度改革

1996年薬事法改正及び1999年厚生省敷地内での薬害根絶のための「誓いの碑」の建立が行われ、血液事業では2002年の法改正で「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立した。

1996年以降改正の民事訴訟法では、東京地裁で実践されてきた遮へい措置によるプライバシー保護、計画審理、進行協議期日、受命裁判官による同庁内証人等尋問、調書記載に代わる録音テープ記録等が新設された。

(参考文献)

東京HIV訴訟弁護団編「薬害エイズ裁判史」
(全5巻) 2002年 日本評論社